平成２７年（フ）第３６号
神戸市北区北五葉３丁目８番21―201号
債務者　中西　玲子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９号
福島市北沢又字上稲荷川原１番地の１　市住１―34号
債務者　尾形メリーこと　オガタ・メリーマダヤグ
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第６５０号
熊本市北区清水新地１丁目７番32号
債務者　久保　和雄
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
熊本市東区月出６丁目５番11号　アップルハウス健軍４Ａ202
債務者　上之薗哲生
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
熊本市南区御幸笛田２丁目８番33号
債務者　和田　弘士
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
熊本県宇城市松橋町松橋103番地４　ニューハイツ102
債務者　緒方　　誠（旧姓鍬田）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
神奈川県横須賀市武２丁目５番１号　加藤アパート１階左
債務者　早川亜由美（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目22番10号
債務者　池田　靖哉
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１４号
神奈川県逗子市逗子５丁目１番12号　カサハラビル逗子Ａ棟400号室
債務者　森　　紀子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市西浦賀町３丁目27番４号　長島アパート
債務者　福岡　敏雄
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市不入斗町４丁目48番地　福田方
債務者　庭野　明良
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６号
青森市大字大野字前田71番地61　五番館Ｄ521号
債務者　荒町　友美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
青森県つがる市車力町屏風山１番地98　屏風山団地Ｃ―６
債務者　渡瀬　義則
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
長崎県松浦市志佐町田ノ平免496番地
債務者　千北　房子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
熊本市東区上南部２丁目14番67号、前住所福岡市城南区別府３丁目11番８―102号
債務者　安田　俊広
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
熊本市中央区八王寺町23番５―403号
債務者　福原千代江（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係